

8.構造改革促進税制 3つの改正ポイント

Q8 :事業再生のためにリストラに取り組んでも、欠損金の繰越期間が制限されているなどの制約がありましたが、どのように改正されていますか？

A8 ;構造改革促進税制として、平成 16 年度改正において 3 点の改正がありました。すなわち、

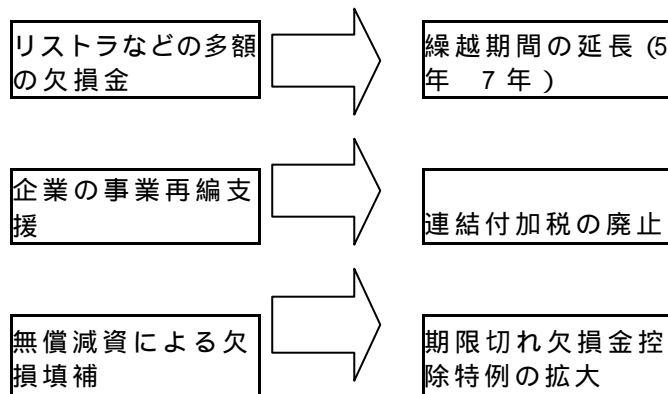
1.青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間 (現行 5 年)を7 年に延長する。

(注)上記の改正は、平成 13 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額にさかのぼって適用されます。

2 連結納税制度を選択した法人に対する付加税 (いわゆる連結付加税)を廃止して、企業の事業再編を支援する。

3 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠損金額から資本積立金額を控除しないこととする。

という改正です。



1 点目の欠損金の繰越期間の延長については、不良債権処理、事業の再構築 (不採算部門の整理等)、創業、新規事業の立ち上げにおいて多額の赤字が発生した場合、欠損金の繰越期間が 5 年では短すぎ、企業努力により利益体質となっても、過去の欠損金の繰越を打ち切れ、納税という事態が生じることは、事業再生上の障害となるという制約に対する改正になっています。

この繰越欠損金の損金算入期間の延長のほか、実務界から改正要望の強かった私財提供等があった場合の損金算入欠損金額の拡大に関しても改正が行われています。

少しわかりにくいかもしれませんが、民事再生手続きの開始決定などが生じた場合に、役員・株主等若しくはこれらであつた者から金銭その他の資産の贈与を受けたり、債務の免除を受けるときは、青色欠損金にとどまらず、前事業年度以前から繰り越されてきた、いわゆる期限切れ繰越欠損金額を損金算入できる規定があります。ところが、多くの欠損金を抱える再生企業において株主責任を明確化するために無償減資により欠損金の填補を行うと資本積立金額が増加し、かえって事業再生時に活用できる欠損金額が縮小してしまうといった欠陥がありました。

この、資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠損金額から資本積立金額を控除しないこととなりました。

これらの税制改正の活用によって、企業再生・構造改革の促進が図られることが期待されます。